

# 国立大学法人東京外国語大学教員 人事評価実施規程

〔平成25年 3月26日〕  
規 則 第 37 号

平成26年 9月30日規則第46号 平成27年 3月24日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）別表第1に掲げる教員及び国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号）第3条第1項第1号に定める特定教員の勤務成績の評価（以下「人事評価」という。）の実施に関する事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 人事評価は、教員が東京外国語大学の目標、計画を達成するために行う教育、研究、大学運営、社会・国際貢献等に係る諸活動の状況について、自律的な点検・評価を定期的実施することにより、教員個人、部局等及び本学の諸活動の改善や活性化を図ることを目的とする。

(評価基準)

第3条 人事評価の実施に係る全学の評価基準その他必要な事項については、別に定める。

(被評価者)

第4条 人事評価の対象（以下「被評価者」という。）は、教授、准教授、講師、助教、助手並びに特定教員として採用された特任教授、特任准教授及び特任講師とする。

(評価者)

第5条 人事評価は、学長が特に定めない限り、被評価者の所属する部局等の長（以下、「評価者」という。）が各部局で定める評価基準に基づき評価を行う。

2 評価者は、必要に応じて人事評価を補助する組織（以下「人事評価委員会」という。）を置くことができる。

3 人事評価委員会に関し必要な事項は、部局等において定める。

4 副学長の評価に関する基準について必要な事項は、学長が別に定める。

5 部局長の評価に関する基準について必要な事項は、学長が別に定める。

(評価の確定)

第6条 学長は、役員会の議を経て評価を確定する。

(被評価者の役割)

第7条 被評価者は教育、研究等の各評価項目に照らして分析のうえ、各部局で定める自己申告書を作成し、評価者に提出する。

2 被評価者は、評価結果に基づき次年度以降の活動改善を行うものとする。

(評価者等の役割)

第8条 学長は、確定した評価結果を被評価者及び評価者に通知する。

2 評価者は、必要に応じて被評価者の活動状況の改善のための指導及び助言を行う。

(評価期間)

第9条 評価期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には、評価期間を短縮し又は延長することができる。

(1) 被評価者が評価期間の途中において、採用、異動又は退職した場合

(2) 被評価者が評価期間の途中において、長期の休暇、休業、休職若しくは停職となった場合

(3) その他特に公正な評価を行うことができないと認められる事由がある場合  
(人事評価の方法)

第10条 人事評価は、被評価者が作成する自己申告書に基づき、別に定める評価基準により行う。

2 評価項目の詳細、記載方法、自己申告書の記載方法等は、部局等において定める。

(人事評価の手順)

第11条 被評価者は、評価期間に係る自己申告書を作成し、翌年度の4月末日までに評価者に提出する。

2 評価者は、提出された自己申告書及びその他部局における活動等を加味して人事評価を実施する。

3 評価者は、前項の人事評価の実施にあたっては、必要に応じて被評価者又は被評価者の実態を良く知る者からの意見を聴取することができる。

4 評価者は、人事評価の結果を部局等人事評価報告書により、5月末日までに学長に報告する。

5 学長は、被評価者の全学的な貢献、その他の事情等を総合的に加味して評価を確定する。

6 学長は、確定した評価結果を被評価者及び評価者に通知する。

(苦情等への対応)

第12条 前条第6項により通知された評価結果に関する被評価者の苦情、その他人事評価に関する苦情等への対応に必要な事項については、別に定める。

(評価結果の活用)

第13条 学長及び評価者は、高い評価を受けた個人に対し、その活動の一層の向上を促すために適切な措置を行うものとする。

2 学長及び評価者は、活動状況が十分でないと評価された被評価者に対し、活動状況の改善について適切な指導及び助言を行うものとする。

3 学長及び評価者は、本学又は部局等における人事の適正化に活用するとともに、給与等の処遇に適切に活用するものとする。

4 前項の活用方法等については、別に定める基準により行う。

(評価結果の公表)

第14条 個人の評価結果については、本人以外には公表しない。ただし、評価結果を集計し取りまとめたデータについては、内容を精査のうえ個人が特定されない範囲において公表することができる。

(秘密の保持)

第15条 人事評価に関わる者は、評価に関して知り得た情報について、他人に漏洩し、

又は学長若しくは評価者が指示する目的以外に使用してはならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか人事評価の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学教員人事評価実施規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。